



第7期旭市障がい福祉計画 第3期旭市障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

ダイジェスト版



令和6年3月

旭市



計画の概要

計画の位置づけ

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、同時に「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」としての「旭市障がい児福祉計画」を一体的なものとして、また、旭市総合戦略をはじめ、旭市地域福祉計画・地域福祉活動計画等、その他関連する計画と調和を図りつつ策定するものです。

計画の対象

本計画における「障がいのある人」とは、障害者基本法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としてします。

計画期間

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
第 4 次旭市障害者計画	5 か年				
第 7 期旭市障がい福祉計画 第 3 期旭市障がい児福祉計画			3 か年		

計画策定体制

（１）旭市地域自立支援協議会による検討

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉に関する支援体制の協議などを行うために市が設置している「旭市地域自立支援協議会」において検討を行いました。

（２）市民からの意見募集

本計画（素案）の社会福祉課での閲覧及び旭市ホームページへの掲載を行い、広く市民の意見を募集しました（パブリックコメント）。更に、その内容を計画策定に反映させるとともに、寄せられた意見に対する市の考え方を公表しました。

計画の基本理念

基本理念

旭市総合戦略では、基本目標を「結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり」とし、特に障がい者施策については「障がいのある人が地域と関わりを持ち、必要な支援を受けながら、自立した生活、ともに活躍できる地域づくりに取り組みます。」と、この施策の目指す姿を示しています。

計画の推進にあたり、総合戦略における施策の方向性を踏まえ、本市の豊かな自然環境や障がい福祉の先進地域としての歴史的背景など、本地域の特性のうえに、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らしていける社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」と、自立と社会参加の促進を目指す「リハビリテーション」の理念に基づき、「ともに生きるまち、あさひ」の実現を目指します。

※本計画は、障がい者施策の基となる障害者計画の実現に向けた実施計画としての性格を有しています。
そのため、第4次旭市障害者計画の基本理念に即し、策定しています。

■障害者計画の理念(将来像)

《 基本理念（将来像） 》

ともに生きるまち、あさひ

〈ノーマライゼーション〉

障がいのある人や社会的な援助を必要とする人々を特別視するのではなく、一般社会で安心して生活できる条件を整えるなど、あらゆる人がともに暮らしていける社会こそ正常な社会であると考え、そのような社会づくりを目指すこと。

〈リハビリテーション〉

機能障がいの改善や機能の維持に加え、障がいのある人が住み慣れた地域で人々とふれあいながら、生きがいを持って自立した生活を営むことができるよう、社会全体の改善を進めること。



施策の基本方針及び体系

障害者計画の理念「ともに生きるまち、あさひ」の実現を図るため、障害者総合支援法に基づく福祉サービスや保健・医療サービスの確保、思いやりや支え合える地域づくりなど、地域でともに暮らすための環境を創造します。また、療育・保育や教育の充実、就労対策、社会参加の促進を図るとともに、バリアフリーのまちづくりや災害対策、安心して暮らし、活動できる生活環境を整えるなど、障がいのある人が地域と関わりを持ち、必要な支援を受けながら自立した生活、ともに活躍できる地域づくりを進めます。

「ともに生きるまち、あさひ」を実現するために

共生社会の実現に向けた障がいへの理解促進

- ・意識啓発・広報の推進
- ・福祉に携わる人材の育成・確保
- ・福祉教育の充実

自立した生活を支える制度や支援の充実

- ・相談・情報提供の充実
- ・権利擁護の推進
- ・経済的支援の推進
- ・障がい者家族への支援の充実

保健・医療・福祉サービスの充実

- ・障がい者保健対策の推進
- ・福祉サービスの充実
- ・障がい者医療サービスの確保

障がいに応じた教育や就労・社会参加の促進

- ・療育・教育の充実
- ・社会参加の促進
- ・雇用・就業の促進
- ・スポーツ・文化活動の促進

安心できる生活環境の整備

- ・福祉のまちづくりの推進
- ・防災・安全対策の強化

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

国の定める基本指針を踏まえ、本市における過去の実績を勘案し、目標値を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域での自立した生活を希望する人が安心して暮らすことができるよう、地域生活支援拠点等を活用した支援体制の整備を推進します。また、支援の質の向上が図れるよう、事業者等と適切に連携していきます。

《成 果 目 標》	数 値	備 考
令和４年度末時点の施設入所者数（Ａ）	５７人	
目標値：地域生活移行者数	３人 (５.３%)	(Ａ)のうち、令和８年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
目標値：施設入所者の削減人数	４人 (－７.０%)	(Ａ)の時点から、令和８年度末までの施設入所者の削減目標数
令和８年度末時点の施設入所者数	５３人	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築ための協議の場において、多角的な視点を統合し、包括的・継続的な体制構築に向けた協議を行います。

精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、相談体制の充実を図るなど、偏見や差別のない地域づくりを推進します。

《成 果 目 標》		数 値
令和 8 年度における精神障がい者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均		325.3 日以上
令和 8 年度末の一年以上長期入院患者のうち、地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量	65 歳以上	7 人
	65 歳未満	4 人
令和 8 年度における精神病床入院後の早期退院率	3 か月時点	68.9%以上
	6 か月時点	84.5%以上
	1 年時点	91.0%以上

*精神障害にも対応した地域包括ケアシステム：

精神障がい者が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されているシステムのこと。

《活 動 指 標》	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	単位
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1(1)	1	1	1	回/年
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者人数	8(8)	8	8	8	人/回
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1(0)	1	1	1	回/年
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0(0)	1	2	3	実人/月
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	2(2)	1	2	2	実人/月
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	53(44)	50	53	56	実人/月
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1(1)	1	1	1	実人/月
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	5(5)	3	2	1	実人/月

※利用者数（ ）内の数値は、８月利用までの平均値です。

※その他の（ ）内の数値は、９月までの実績です。

（３）地域生活支援の充実

令和３年度に設置した地域生活支援拠点等については、今後も登録事業者の協力を得て、拠点機能の拡充に努めるとともに、利用者登録について更に周知を図っていきます。

強度行動障がいをもつ人の支援体制を整備するため、障害支援区分認定調査の行動関連項目や、療育手帳所持者の状況把握に努めることにより、支援を必要とする人及び支援ニーズの把握に努めていきます。

《活 動 指 標》	数 値	備 考
地域生活支援拠点等*の設置箇所数	1 箇所	令和３年度設置
地域生活支援拠点コーディネーターの配置人数	1 人	令和５年度から配置
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年１回以上	地域自立支援協議会において実施
強度行動障がい者の状況、支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する検討	実施	

*地域生活支援拠点等の整備：

障がい者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための５つの機能（①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者（児）の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業の推進により、障がい者の適性に応じて福祉施設から一般就労への移行を進めます。また、就労後に就労定着支援を利用することにより、就労に伴う困りごとなどに対する支援につなげます。就労移行支援については、一般就労へ移行後の再利用や利用者の状況による期間延長など、柔軟な対応をしていきます。

《成 果 目 標》		就労移行者数 (令和３年度末)	目標値 (令和８年度末)	比 率	基 本 指 針
福祉施設の利用者のうち、就労移行支援等を通じて、一般就労への移行者数		３人	６人	2.00 倍	令和３年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上
内 訳	就労移行支援	２人	３人	1.50 倍	令和３年度の移行実績の 1.31 倍以上
	就労継続支援（Ａ型）	０人	１人	-	令和３年度の移行実績の概ね 1.29 倍以上
	就労継続支援（Ｂ型）	１人	２人	2.00 倍	令和３年度の移行実績の概ね 1.28 倍以上
就労移行支援事業所のうち、一般就労移行者の割合が５割以上		-	１事業所	5.0 割	令和５年９月末現在の就労移行支援事業所数[2]の 5 割
就労定着支援利用者数		４人	６人	1.50 倍	令和３年度の就労定着支援利用者[4]の 1.41 倍以上
就労定着支援事業所の就労定着率 7 割以上		-	１事業所	5.0 割	令和５年９月末現在の就労定着事業所数[2]の 2.5 割

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援を活用し、保育所等の育ちの場において集団生活への適応のための支援に連携・協力できるよう、必要に応じたサービス量の確保に努め、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、単独での設置は難しいことから、市内事業者や受け入れ実績のある圏域内事業者と連携し、身近な地域での支援体制の充実が図れるよう取り組みます。

地域自立支援協議会こども部会を活用した医療的ケア児を含む障がい児支援に関する協議の場を継続的に開催し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図ります。

（人）

《活 動 指 標》	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0	1	1	1

※令和５年度の数値は、９月末現在の実績です。

（６）相談支援体制の充実・強化等

引き続き、既存の基幹相談支援センターを活用し、障がいの種別や各種ニーズに対する総合的、専門的な相談支援を実施していきます。

また、地域自立支援協議会においては、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえ、地域の支援体制の検討や、相談支援体制についての検証・評価を行い、障がい者やその家族、地域住民にとってアクセスしやすい相談体制の充実・強化を図っていきます。

《活 動 指 標》		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
基幹相談支援センター		１(１)箇所	１ 箇所	１ 箇所	１ 箇所
総合的・専門的な相談支援の実施		実施	実施	実施	実施
地域の 相談支 援体制 の強化	相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	８(５)件	６ 件	６ 件	６ 件
	相談支援事業所の人材育成の支援件数	８(５)件	６ 件	６ 件	６ 件
	相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	８(５)回	６ 回	６ 回	６ 回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数【新規】	２(０)回	４ 回	４ 回	４ 回
	主任相談支援員の配置数【新規】	２(２)人	２ 人	２ 人	２ 人
実利用者数		２４０(２２３)人	２４０ 人	２４０ 人	２４０ 人

※（ ）の数値は９月までの実績です。

※機能強化事業を実施しています。

《活 動 指 標》		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	備考
障害者相談支援事業		３(３)箇所	３ 箇所	３ 箇所	３ 箇所	広域で実施
	実利用者数	３１８(２８９)人	３３８ 人	３６０ 人	３８０ 人	

※（ ）の数値は９月までの実績です。

※全ての事業所で、機能強化事業を実施しています。

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障害福祉サービス等の多様化やサービス提供事業所の実情に応じ、利用者が必要とするサービスを適切に提供できるように取り組みます。また、障害福祉サービスの質を向上させるための体制を構築します。

《活動指標》	数 値	備 考
県が開催する障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	8 人	障害福祉班職員が年 1 回参加
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	12 回	月 1 回実施

（８）発達障がい者等に対する支援

保健・医療・教育・福祉・就労等の関係機関と連携を図りながら、乳幼児期から継続した支援と適切な情報提供ができるよう取り組んでいきます。

市が設置する児童発達支援事業所旭市こども発達センターにおいて、専門職による支援プログラムを実施するなど支援体制の充実と強化を図っていきます。

《活動指標》			数 値	備 考
発達障がい者等への支援	ペアレントプログラムや、ペアレントトレーニング*等の支援プログラム等の実施状況	受講者数（保護者）	152 人	支援者、専門職、嘱託医による実施
		実施者数（支援者）	48 人	支援者、専門職、嘱託医による実施
	ペアレントメンター*の人数		1 人	
	ピアサポート活動への参加人数		50 人	年 10 回開催

*ペアレントトレーニング：

環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の具体的な養育スキルの獲得やストレスの低減、子どもの行動変容を目的としたトレーニング。

*ペアレントメンター：

発達障がいのある子どもを育てた経験を持つ保護者で、その経験を生かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない保護者の相談・助言を行う。



障害福祉サービス等の見込量（活動指標）

本計画における各サービスの利用者数の見込量を算出しました。算出にあたっては、前計画の実績と利用の推移等を個々に検証したうえで、国の定める基本指針を踏まえ定めています。

障がいのある人の状況に応じたサービス提供が行われるよう、相談支援専門員及びサービス提供事業所と連携を図り、より充実したサービス提供に向けた取り組みを推進します。

■訪問系サービス

サービス名		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	単位
訪問系	居宅介護	79	82	84	87	実人/月
		1,121	1,215	1,276	1,339	時間/月
	重度訪問介護	3	3	3	3	実人/月
		846	1,174	1,174	1,174	時間/月
	同行援護	6	7	8	8	実人/月
		44	48	52	56	時間/月
	行動援護	2	3	3	3	実人/月
		19	25	28	31	時間/月
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	実人/月
		0	0	0	0	時間/月

※令和５年度は８月利用までの平均値です。



■ 日中活動系サービス

サービス名		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	単位
日 中 活 動 系	生活介護	183	190	192	194	実人/月
		4,240	3,504	3,539	3,574	人日分/月
	重度障がい者の生活介護 強度行動障がい 高次脳機能障がい 医療的ケアを必要とする人	※新規項目	105	106	107	実人/月
		※新規項目	76	77	78	実人/月
		※新規項目	33	33	34	実人/月
		※新規項目	8	8	8	実人/月
	自立訓練（機能訓練）	1	1	1	1	実人/月
		10	23	23	23	人日分/月
	自立訓練（生活訓練） 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	1	3	2	1	実人/月
		9	21	16	13	人日分/月
		※新規項目	3	2	1	実人/月
	就労選択支援	※新規項目	-	1	1	実人/月
	就労移行支援	7	12	12	12	実人/月
		130	214	214	214	人日分/月
	就労継続支援（Ａ型）	6	7	7	7	実人/月
		133	120	126	132	人日分/月
	就労継続支援（Ｂ型）	158	170	183	196	実人/月
		3,185	2,890	3,111	3,332	人日分/月
	就労定着支援	9	8	7	6	実人/月
	療養介護	7	7	7	7	実人/月
	短期入所（福祉型） 重度障がい者の短期入所（福祉型） 強度行動障がい 高次脳機能障がい 医療的ケアを必要とする人	17	17	20	25	実人/月
		105	156	174	195	人日分/月
		※新規項目	13	15	19	実人/月
		※新規項目	10	12	15	実人/月
		※新規項目	4	4	5	実人/月
		※新規項目	4	4	5	実人/月
	短期入所（医療型）	3	2	2	2	実人/月
		13	9	9	9	人日分/月

※令和５年度は８月利用までの平均値です。

※重度障がい者の生活介護及び重度障がい者の短期入所（福祉型）のうち、強度行動障がい・高次脳機能障がい・医療的ケアを必要とする人は内数であり、重複があります。

■居住支援・施設系サービス

サービス名		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	単位
居住支援・施設系	自立生活援助	１	１	１	１	実人/月
	精神障がい者の自立生活援助	１	１	１	１	実人/月
	共同生活援助	106	110	117	124	実人/月
	精神障がい者の共同生活援助	44	50	53	56	実人/月
	重度障がい者の共同生活援助	※新規項目	18	19	20	実人/月
	強度行動障がい	※新規項目	13	14	15	実人/月
	高次脳機能障がい	※新規項目	7	7	8	実人/月
	医療的ケアを必要とする人	※新規項目	0	0	0	実人/月
	施設入所支援	57	58	55	53	実人/月

※令和５年度は８月利用までの平均値です。

※重度障がい者の共同生活援助のうち、強度行動障がい・高次脳機能障がい・医療的ケアを必要とする人は内数であり、重複があります。

■相談支援

サービス名	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	単位
計画相談支援	121	123	127	131	実人/月
地域移行支援	0	1	2	3	実人/月
精神障がい者の地域移行支援	0	1	2	3	実人/月
地域定着支援	2	2	3	3	実人/月
精神障がい者の地域定着支援	2	1	2	2	実人/月

※令和５年度は８月利用までの平均値です。



■地域生活支援事業

【理解促進研修・啓発事業】

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実施事業数	１（１）事業	１事業	１事業	１事業

※（ ）の数値は９月までの実績です。

【自発的活動支援事業】

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実施事業数	２（２）事業	２（２）事業	２（２）事業	２（２）事業
ピアサポーター派遣回数	２２（１０）回	２４回	２４回	２４回
ピアサポート個別相談回数	１２（６）回	１２回	１２回	１２回

※（ ）の数値は９月までの実績です。

【相談支援事業】

見込量は、７ページ（６）相談支援体制の充実・強化等に掲載しています。

【成年後見制度利用支援事業】

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	４（２）人	５人	６人	７人

※（ ）の数値は９月までの実績です。

【成年後見制度法人後見支援事業】 広域で実施

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実施事業数	１（１）事業	１事業	１事業	１事業

※（ ）の数値は９月までの実績です。

【意思疎通支援事業】

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	４（４）人	４人	５人	５人
延べ件数	５０（３０）件	５０件	５５件	５５件

※（ ）の数値は９月までの実績です。

【日常生活用具給付等事業】

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護・訓練支援用具 （特殊寝台、特殊マット等）	５（３）件	５件	５件	５件
自立生活支援用具 （入浴補助用具、便器等）	１５（７）件	１５件	１５件	１５件
在宅療養等支援用具 （電気式たん吸引器等）	１０（６）件	１０件	１０件	１０件
情報・意思疎通用具 （点字器、ポータブルコーダー等）	１０（１）件	１０件	１０件	１０件
排泄管理支援用具 （ストマ装具、紙おむつ等）	２,０００（１,０８５）件	２,００５件	２,０１０件	２,０１５件
住宅改修費	１（１）件	１件	１件	１件

※（ ）の数値は９月までの実績です。

【手話奉仕員養成研修事業】広域で実施

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実施事業数	１（１）事業	１事業	１事業	１事業
実参加者数	１０（５）人	１０人	１０人	１０人

※（ ）の数値は９月までの実績です。

【移動支援事業】

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実事業所数	８（８）事業所	８事業所	８事業所	８事業所
実利用者数	６５（６５）人	６７人	６９人	７１人
延べ利用時間	７,８１０.０（３,９０５.０）時間	８,２３０.０時間	８,６５０.０時間	９,０７０.０時間

※（ ）の数値は９月までの実績です。

【地域活動支援センター事業】

		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
Ⅰ型	実施箇所数	１（１）箇所	１箇所	１箇所	１箇所
	実利用者数	２５（２１）人	２６人	２８人	３０人
Ⅱ型	実施箇所数	０（０）箇所	０箇所	０箇所	０箇所
	実利用者数	０（０）人	０人	０人	０人
Ⅲ型	実施箇所数	１（１）箇所	１箇所	１箇所	１箇所
	実利用者数	７（６）人	７人	７人	７人

※（ ）の数値は９月までの実績です。

※機能強化事業を実施しています。

【訪問入浴サービス事業】

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	３（２）人	５人	５人	５人

※（ ）の数値は９月までの実績です。

【日中一時支援事業】

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実施箇所数	２９（２８）箇所	２９箇所	２９箇所	２９箇所
実利用者数	６７（６２）人	７０人	７３人	７６人
延べ利用回数	６,５８０（３,２６７）回	６,９１８回	７,２５６回	７,５９４回

※（ ）の数値は９月までの実績です。

【知的障害者職親委託制度】

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	１（０）人	１人	１人	１人

※（ ）の数値は９月までの実績です。

■障がい児支援のためのサービス

サービス名	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	単位
児童発達支援	50	62	74	89	実人/月
	273	315	371	438	人日分/月
放課後等デイサービス	114	133	155	179	実人/月
	1,405	1,445	1,604	1,781	人日分/月
保育所等訪問支援	3	2	2	2	実人/月
	3	2	2	2	人日分/月
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1	1	実人/月
	1	5	5	5	人日分/月
障害児相談支援	66	95	118	147	実人/月

※令和５年度は８月利用までの平均値です。



計画の推進

計画の推進・評価体制

本計画の円滑な推進を図るため、地域自立支援協議会において、計画の進捗状況や効果を定期的に評価し、計画の着実な推進に努めます。なお、市民からの相談や苦情、サービス提供事業所の意見などについて、評価につながる貴重な意見として集約し、地域自立支援協議会に報告します。

また、庁内推進体制の整備として、関係各課での情報の共有化など緊密な連携を図り、総合的な推進体制の充実に努めるとともに、定期的に進捗状況の評価・検証を行います。

＊「障害」と「障がい」の表記について

本計画では、“障害”という言葉には否定的な意味合いが含まれていると感じる人も少なくないため、法令等に基づくもの、固有名詞等は「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。



第7期旭市障がい福祉計画・第3期旭市障がい児福祉計画
(ダイジェスト版)

発行・編集：旭市社会福祉課

〒289-2595 千葉県旭市二の 2132 番地

TEL 0479-62-5351 / FAX 0479-62-2170